

第 2 部 各 論

第1章 計画数値目標と実現方策

1 入所施設利用者の地域移行

(1) 目標数値（平成 23 年度末時点）

地域移行者数

- ・ 480 人

施設入所者の 20% (352 人) と地域移行支援センターの取り組みによる地域移行者 128 人

施設入所者数

- ・ 1,760 人 1,557 人

施設入所者の 7% (123 人) と砂川厚生福祉センター、金剛コロニーからの地域移行者 80 人を減
障害児施設を利用する 18 歳以上の人の地域移行については、本計画に含まれて
いませんが、市としては本計画同様の取り組みを進めます。

(2) 基本的な考え方

障害のある人が、適切な支援がないことにより本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは、人権侵害であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活へ移行できるよう、取り組みを推進していきます。

(3) 目標数値の考え方

第 1 期計画では、国の基本指針に沿って平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設の入所者 1,760 人の 1 割にあたる 176 人と、さらに大阪府と共同で実施している地域移行支援センターの取り組みで 80 人が地域へ移行するものと見込み、これらを合わせ、平成 23 年度末までの間の施設からの地域生活への移行目標を 256 人に設定していましたが、この間、地域移行支援センターの取り組み等により、地域移行が進んできているため、第 2 期計画では目標数値を上方修正します。

第 2 期計画では、大阪府障害福祉計画に準じ、施設入所者 1,760 人（平成 17 年 10 月 1 日現在）の 2 割にあたる 352 人に加えて、地域移行支援センターの取り組みにより 128 人が地域へ移行するものと見込み、これらを合わせた 480 人を平成 23 年度末までの間の施設からの地域生活への移行目標として設定します。

なお、地域移行支援センターの取り組みによる地域移行者数については、第 1 期計画では 80 人としていましたが、平成 20～22 年度の取り組みとして、さらに 60 人（このうち施設からの地域移行は 48 人）を予定しているため、合わせて 128 人としています。

施設入所者数については、国の指針に沿って、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設の入所者（18 歳以上）1,760 人を 7% 削減した 1,637 人に、砂川厚生福祉センター・金剛コロニーからの地域移行者数 80 人を削減して 1,557 人を設定します。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・ 平成23年度末までに第1期計画時点の入所施設の入所者の1割以上が地域に移行することを目指す。
- ・ これに合わせて平成23年度末時点の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の事情に応じて目標を設定する。

(4) 実現のための方策

地域移行

施設から地域生活移行を円滑に進めるためには、次の3つの課題をふまえ、引き続き、地域での自立生活への移行を促進するために様々な施策に取り組みます。

〔地域生活移行を進める3つの課題〕

- ・ 障害者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり
- ・ 地域生活移行を支援する仕組みづくり
- ・ 地域で暮らすための受け皿づくり

障害者の地域での自立生活促進に向けての意識づくり

障害のある人が地域で暮らすということに対する障害のある人自身や親・家族や地域の人々の理解不足や誤解による不安や危惧を解消するため、地域生活移行にかかる啓発や、障害のある人が生活するうえで役立つ情報提供を行い、「地域生活をすることで自分らしい生活を見出せる」という認識を持つことで、安心して地域生活に踏み出せるよう「地域での自立生活促進に向けての意識づくり」の取り組みを推進します。

地域生活移行を支援するしくみづくり

障害のある人が地域で自立生活を営むにあたっては、個々のニーズに応じて自立に必要な知識や経験を習得するための支援が必要です。

自立生活体験の場の提供、特にグループホーム・ケアホーム(以下、この項において「グループホーム等」といいます)における共同生活を体験する機会とグループホーム等への入居にかかる調整等を提供し、グループホーム等への入居促進を図るなど、地域移行への支援を行います。

施設への長期入所者の中には、地域生活のイメージが抱きにくいことや地域での生活に不安を抱えていることが想定されることから、移行後の地域生活がイメージできるような取り組みを進めるなどにより、移行を促進していく必要があり、他府県に所在する施設の入所者に対しても同様に取り組んでいく必要があります。

これらの移行促進のための支援の活用を横断的にコーディネートする機能の構築について、国への働きかけを行っています。

地域生活をはじめるとは、障害のある人が安定した生活ができるよう、日常生活全般にわたる相談支援が必要です。障害のある人が地域生活をするにあたって親・家族の理解を求めたり地域生活に必要な制度利用のための援助、また、相談内容に応じ区役所や施設・地域間など関係機関との連絡・調整等、さらに個々のニーズに応じた物件探しの援助やバリアフリー化にかかる制度利用の相談など多岐にわたる支援を進めるための体制の充実を図り「地域生活移行を支援するしくみづくり」を進めます。

地域で暮らすための受け皿づくり

障害のある人が地域生活へ移行するためには、住まいの場や、地域生活にかかる種々のサービスを提供する支援体制などの、地域における受け皿づくりが必要です。とくに重度の障害のある人が地域で生活するにあたっては、グループホーム等が非常に有効な施策であるため、グループホーム等の設置を促進していくことが必要です。このため、グループホーム等の整備促進を図るため、整備・設備整備や運営にかかる支援を行います。

併せて、地域における相談支援体制やホームヘルプサービスなどの在宅支援サービスを充実するなど、地域での自立生活を推進します。

また、平成 18 年度から、金剛コロニー等入所者のグループホーム等への移行にかかる諸支援を一体的に行う「地域移行支援センター事業」を実施しているところであり、引き続き金剛コロニー等入所者の地域生活への移行を図るとともに、3つの課題に複合的に取り組むことにより地域生活移行の促進に努めます。

施設入所者数

施設入所者数については、地域移行が進む一方で、知的障害児施設等に入所中の 18 歳以上の人（加齢児）が 123 人（平成 20 年 7 月 1 日現在）おり、障害者支援施設への入所待機者となっているなど、入所の必要性が依然存在しています。

また、家庭・地域での生活が非常に困難であるとして、施設入所待機の状態となっている重度の障害のある人も一定数おられるため、施設入所者数としては、地域移行者数に見合う減少とはなりません。

しかしながら、18 歳以上の加齢児や重度の障害のある人も含め、障害のある人が地域の社会資源につながるよう支援することを基本としながら、相談支援事業者・地域自立支援協議会等も活用し、施設入所が真に必要な人への支援となるよう努めます。

2 入院中の精神障害者の地域移行

(1) 目標数値（平成 23 年度末時点）

地域移行者数

- ・ 822 人

社会的入院の解消を視野に 822 人の退院促進・地域移行を図ります。

うち地域生活移行支援事業による地域移行者数

- ・ 54 人

平成 21 年度から平成 23 年度まで各年度 18 人が地域生活移行支援事業を利用して地域移行することを目指します。

(2) 基本的な考え方

入院中の精神障害のある人への人権侵害が問題となった大和川病院事件の反省を踏まえ、精神科救急体制の整備と症状が安定して入院治療継続の必要性がないにもかかわらず地域での受け皿がないために精神科病院への入院が長期化している、いわゆる社会的入院の解消、入院中の精神障害のある人の人権擁護の取り組みに努めてきたところです。「社会的入院は精神障害のある人に対する人権侵害」であるとの認識に立ち、社会的入院を解消し、地域移行の推進を図ります。また、そのための基盤整備に努めます。

(3) 目標数値の考え方

社会的入院を解消するためには、地域での受け皿（生活の場や必要な福祉サービス）の確保が困難な方に支援を行う必要があります。

第 1 期計画では、平成 17 年の精神科在院患者調査により、入院前の居住地が大阪市内であった 4,827 人のうち、国の指針に即して、病状的には退院可能と考えられるにもかかわらず 1 年以上入院を継続している「院内寛解」及び「寛解」の 344 人に加えて、本市では「軽度」の 616 人を加えた 960 人を退院可能な精神障害者とみなし、平成 24 年度までの社会的入院の解消を視野に、平成 23 年度までの地域移行の数値目標を 822 人（960 人×6/7）としています。

第 2 期計画についても第 1 期計画の考え方を踏まえ、平成 23 年度までの地域移行の数値目標を 822 人として設定します。

なお、国から新たに退院可能精神障害者の目標数値の設定方法等が示された場合については、本市の数値目標の見直しの必要性について改めて検討することとします。

また、地域生活移行支援事業については、国の精神障害者地域移行支援特別対策事業を大阪府から委託を受けて実施することにより地域移行の推進を図ることとし、これまでの実績の 1.5 倍にあたる年 18 人が本事業を利用して地域移行すると見込み、平成 21 年度から平成 23 年度までに 54 人の地域移行を見込みます。

なお、上記以外の病状の人であっても、個々人の状況に応じて、社会的入院者とならないよう退院に向けた取り組みの対象とします。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・ 精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（平成 14 年患者調査で約 7 万人）の解消を目指す。

(4) 実現のための方策

休日・夜間に救急診療の外来対応を行う精神科一次救急医療体制のさらなる充実を図るため、平成 20 年 7 月から、これまでの輪番制からこころの健康センターに固定して診療を実施することにより利便性も高まりました。今後も精神障害のある人やその家族が、安心して地域で暮らせるよう、救急医療体制の充実を図ります。

また、本市では、平成 14 年度に「精神障害者地域生活移行（退院促進）支援事業」を開始し、この間、大阪府や府下の市町村と連携を図りつつ事業運営を行ってきました。

地域生活移行支援事業は、障害者自立支援法に基づき、都道府県事業として位置づけられましたが、その後もピア・サポーターの活動等、本市独自の事業展開を継続・発展させつつ今日に至っています。

本事業は個々の対象者に対し、時間をかけた手厚い支援が必要であり、実績は進みにくい状況にあります。病院をはじめ関係機関への地域移行の意識を高めるとともに、平成 20 年度以降は、国からの精神障害者地域移行支援特別対策事業として大阪府から委託を受けて、新たにコーディネート機能を整備するとともに、体験宿泊事業や、ピア・サポーターが病院に出向き情報提供する活動などを事業化することによって支援の充実を図ります。

また、病院訪問や院内茶話会、患者・家族面接の拡充、退院後の不安軽減のための各種制度の周知や、地域で精神障害のある人への理解を深めるため、継続的な啓発事業の推進と、グループホームやケアホームなど関係先との連携により各種地域支援基盤の充実を図ります。

あわせて、退院促進支援事業対象者に対して実施したアンケート調査を参考にし、これまでの事業のあり方について検証するとともに、行政、病院、支援機関等がより一層の連携を進めるなど、本市における退院促進の推進を図るための具体的方策について検討していきます。

3 福祉施設からの一般就労

(1) 目標数値

340人

平成23年度中に340人が福祉施設から一般就労に移行することを目指します。

(2) 目標数値の考え方

第1期計画では、国の基本指針に沿って平成16・17年度の福祉施設からの一般就労への移行実績平均の4倍にあたる340人を目標値として設定しています。

第2期計画では、第1期計画での目標値は堅持しながら、市内に職業能力開発施設を2施設有するなど、多様な就業支援施策に積極的に取り組んできた本市の状況に鑑み、目標値の達成には、福祉施設から直接一般就労に移行したものの以外に、これら職業能力開発施設を経由して移行したもののや障害者就業・生活支援センターを利用して移行したものを含めて、総合的に取り組みを進めます。

〔参考〕 国の「基本指針」

- ・ 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点における一般就労への移行実績の4倍以上とすることを目指す。

(3) 実現のための方策

福祉施設からの一般就労を推進していくためには、就労移行支援事業所の確保だけでなく、就労移行支援事業所がハローワークをはじめとする様々な就業支援機関や関連施策と有機的に連携して、利用者の障害特性に応じた支援にあたる必要があります。

このため、在宅就労の推進や、大阪市への障害のある人の職員採用の拡充、福祉施設等からの物品購入時や役務の発注時の随意契約の積極的活用など、様々な就業支援施策を推進するほか、以下のことに重点的に取り組みます。

就労移行支援事業者の計画的な確保

障害のある人の一般就労の促進・支援を図る就労移行支援事業者については、大阪府との連携も図りながら計画的に確保に努めます。

なお、事業の進捗状況を見ながら、事業者に対して就労移行支援事業への移行を勧奨するとともに、国に対して制度の見直しや移行に向けた支援策について要望しています。

さらに、本市としても必要性を十分精査しながら、移行に向けた支援策を検討します。

障害者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

市内各地域で総合センターの役割を果たす障害者就業・生活支援センターの充実に努め、同センターと就労移行支援事業所等が連携することにより、障害のある人の就業を支える体制の強化を図ります。

なかでも職場定着や仕事継続に対する支援需要が高まっているため、その量的な充実に国へ働きかけていきます。

さらには、福祉施設を含む地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見を交換できるように、障害者就業・生活支援センターを中心とした協働の輪をつくり、就業支援が複数の関係機関のチーム支援として取り込まれるよう、就業支援機関等とのこれまで以上の連携強化を図ります。

同時に、就業支援機関等の地域自立支援協議会への参画を通じて、地域の相談支援体制の充実に努め、「仕事」と「生活」両面での支援の連携を図ることで就業の継続に向けた支援を強化し、障害のある人の地域生活を支援していきます。

委託訓練と障害者職業能力開発プロモート事業の活用

企業や社会福祉法人、NPOなど多様な場所を訓練の場として、個々の能力・適性に応じた職業訓練を福祉施設に在籍したまま受講できる「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」は、福祉施設から一般就労への大きな足がかりとなる就業支援施策です。

この委託訓練などの能力開発訓練の活用と周知のため、職業能力開発セミナーの開催や委託訓練の受講者募集、委託先機関の開拓を行う「障害者職業能力開発プロモート事業」を通じて啓発を実施し、福祉施設の利用者による能力開発訓練の受講促進を図ります。

就業支援にかかわる支援者の育成

障害のある人の就業促進にあたっては、これを支援する就労支援員など、福祉施設に勤務する各種支援者の育成がとりわけ重要です。

支援者の育成に課題を有する福祉施設等への支援の一環として、障害者就業・生活支援センターの実施により、福祉施設勤務者を対象とした就労支援セミナーや勉強会を開催することで、支援者意識の総合的な向上に努めます。

第2章 各年度の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行に伴うニーズ、小規模作業所・地域活動支援センター利用者の移行などを見込み、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、人材確保や事業運営の難しさなど各サービスの課題を踏まえて、体制づくりに努めます。

1 訪問系サービス及び短期入所

障害のある人が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)及び短期入所については、障害の種別に関わりなく、サービスの充実に努めます。

(1) 訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)

「居宅介護」は、居宅における入浴、排せつ、食事、通院等の介護等を行います。

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者で常時介護の必要な人に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に行います。

「行動援護」は、知的障害または精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常時介護を必要とする人に対して、行動する際に生じる危険を回避するための介護や外出時における介護等を行います。

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を必要とする人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供します。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量	
居宅介護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	5,167 人 118,591 時間	5,632 人 129,264 時間	6,083 人 139,605 時間		276,672 時間
重度訪問介護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	1,354 人 212,578 時間	1,462 人 229,584 時間	1,565 人 245,655 時間		
行動援護 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	646 人 6,111 時間	975 人 7,391 時間	1,055 人 7,824 時間		
重度障害者等包括支援 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	3 人 996 時間	3 人 996 時間	3 人 996 時間		
訪問系サービス合計 〔月あたり利用人員 及び利用時間〕	7,170 人 338,276 時間	8,072 人 367,235 時間	8,706 人 394,080 時間		

移動支援事業との併給を可能とした場合の見込量

訪問系サービスは、近年の実績の増等を踏まえて第1期計画での見込量を修正し、平成23年度394,080時間と見込みます。

また、第1期計画では、訪問系サービス全体の見込量を設定していましたが、それぞれのサービスの実績を把握し、課題等を検討する必要があるため、第2期計画では、各サービスの見込量を設定します。

居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、障害のある人が地域で生活するうえで最も身近なサービスであり、重要な役割を担っていることから、事業のあり方を検討し、個々のニーズに対応した事業展開を行います。

さらに行動援護については、平成21年度から新たに移動支援事業との併給を可能とすることにより、より使いやすい制度となるよう努めます。

また、重度訪問介護や行動援護については、制度上の制約や報酬の低さ、さらに福祉職場の人材確保の困難性等により事業所数が伸び悩んでいることから、国に対して制度の見直しや良質な人材確保を含め適切な報酬単価を設定することを要望しており、あわせてサービス基盤の確保に向けて制度の周知に努めます。

(2) 短期入所

介護者の疾病その他の理由により、障害のある人が、一時的に居宅において介護を受けることができない場合に、短期間宿泊を伴うサービスを提供します。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	568人 4,190日	607人 4,483日	649人 4,796日	

短期入所事業については、利用希望が週末や年末年始などに偏る傾向にあり、年間を通した利用実績では、第1期計画での見込量を下回って推移しています。

第2期計画ではこのような利用の状況も勘案しつつ、障害のある人が居宅において介護を受けられないなど緊急時に対応できることを基本として、これまでの増加要素を考慮したうえで第2期計画での見込量を修正し、平成23年度4,796日と見込みます。

本事業の利用を希望する人が、必要なときに事業を利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であるため、国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけています。

2 日中活動系サービス

第1期計画においては、見込量の設定にあたり、まず国の平成23年度までの総量見込みの考え方にに基づき、平成17年10月現在の法定施設利用者数（約5,200人）の1.6倍の8,300人を平成23年度の見込量としていました。

そのうえで、各事業の内訳については、施設に対して行ったアンケート調査や施設等からの聴き取り調査の結果を基本としながら、この希望調査のみでは、利用者のニーズや必要量が必ずしも反映されないことから、「就労継続支援利用者のうち、3割は就労継続支援A型を目指す」という就労支援に重点を置いた国の考え方を踏まえて、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等、各事業の見込量の設定をしていました。

第2期計画においては、施設に対して再度アンケート調査（「新事業体系への移行（予定）調査」）を行った結果を反映し、平成23年度における実際の利用見込者数に近い状況を把握して設定しています。

しかしながら、「新事業体系への移行（予定）調査」だけでは、利用者にとって必要なサービスが十分に反映されていない点があるため、サービスごとに今後の必要性を勘案し、見込量の修正を行っています。

【参考】 国の「基本指針」

- ・ 次の 及び を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数

退院可能精神障害者のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数

(1) 生活介護

常時介護を必要とする人に対して、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
月あたり利用人員	2,696人	2,922人	4,250人	
及び利用日数	42,246日	45,788日	66,598日	3,086人

平成23年度の数値は、平成24年4月1日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

「新事業体系への移行（予定）調査」の結果、第1期計画の見込量から大幅に増加する見込みとなっています。そのため、「新事業体系への移行（予定）調査」の結果に基づいて見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	52 人 723 日	55 人 765 日	60 人 834 日	

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

本サービスを提供できる施設が限られており新たな利用者の大幅な増加は見込めないため、「新事業体系への移行（予定）調査」の結果に基づいて見込量を設定します。なお大阪市では、別途、大阪市更生療育センターにおいて「身体障害者通所訓練事業」を行っており、年間約 170 人の利用があり、訓練の内容は、機能訓練と同様のものであるため、総量としては第 1 期計画の見込量を確保しており、必要な方のサービス利用が可能です。

(3) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	112 人 1,561 日	145 人 2,021 日	210 人 2,927 日	

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

これまでの新事業体系への移行実績及び「新事業体系への移行（予定）調査」でも、第 1 期計画の見込量を下回っています。

これは、当初生活訓練を利用することになると見込まれた利用者が、事業所が新事業体系移行を進める段階で、生活介護利用予定者となっていること等が理由として考えられます。背景には、事業運営の難しさ等があるため、国へ運営しやすい事業内容への変更・整理等を働きかけています。

第 2 期計画の見込量としては、「新事業体系への移行（予定）調査」の結果に今後の入院中の精神障害のある人の地域移行に伴うニーズも勘案して設定します。

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員	409 人	567 人	700 人	706 人
及び利用日数	7,014 日	9,724 日	12,005 日	

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

これまでの新事業体系への移行実績及び事業者への「新事業体系への移行(予定)調査」でも第 1 期計画の見込量を下回っています。

しかしながら、本事業は福祉施設からの一般就労を進めていくうえで極めて重要なサービスであることから、大阪市における就労支援施策を進める中で、新事業体系への移行を促進すると同時に、すでに新事業体系へ移行済みの施設に対しても利用者数の拡充等を働きかけていきます。したがって、第 1 期計画どおりの見込量設定とします。

なお、本事業は、一定期間内に就労へとつなげていく目的があることから、事業運営が厳しい状況があります。そのため、一般就労へつなげた事業所への評価を報酬体系へ反映する等、事業所の取り組みが評価されるしくみをつくるよう国へ働きかけています。

(5) 就労継続支援 A 型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員	3 人	3 人	10 人	706 人
及び利用日数	45 日	45 日	150 日	

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

第 1 期計画においては、「平成 23 年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の 3 割以上とすることが望ましい」とする国の指針に基づき、平成 23 年度の見込量を設定していました。

しかしながら、実際には、就労を支えるサービスという位置づけでありながら、事業運営が難しい内容となっていること等から事業所数がほとんど増えておらず、第 1 期計画の見込量に到達することは極めて困難な状況となっています。

そのため、第 2 期計画の見込量としては、「新事業体系への移行(予定)調査」の結果に基づいて設定していますが、一般就労へつながりにくい人への重要な社会資源であることから、事業者が運営しやすい事業となるよう国へ制度の見直しを働きかけています。

(6) 就労継続支援 B 型

一般企業等での就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	1,108 人 19,445 日	1,314 人 23,061 日	1,640 人 28,782 日	

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

第 1 期計画策定時には、事業者の移行希望が最も多く、移行希望調査の結果をそのまま第 1 期計画の見込量として設定しました。

そのため、第 2 期計画においても、再度行った「新事業体系への移行（予定）調査」に基づき、見込量を設定します。

なお、本サービスについては、国の特例により平成 24 年 3 月 31 日までの間は、対象者や利用期間等の制限が少なくなっており、利用しやすい状況となっています。そのため、平成 24 年 4 月以降も引き続き利用を促進していくため、本取り扱いが継続できるよう国へ働きかけています。

(7) 療養介護

医療に加え常時介護を必要とする人に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の便宜を提供します。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員	20 人	20 人	75 人	

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

進行性筋萎縮症者 20 名については、平成 23 年度まで 20 名で推移するものとして見込みます。また、国立療養所に措置されている本市の重症心身障害児のうち加齢児 55 名については、現在のところ一部を除いて療養介護へ移行する予定はありませんが、国で検討が進められている障害児支援の見直しの動向も勘案し、平成 23 年度については第 1 期計画どおり 75 名と見込みます。

ただし、府内の重症心身障害児施設は今後も当分の間、療養介護に移行する予定がないため、これら施設の措置者については、第 2 期計画においても、療養介護の見込量には含みません。

なお、医療的ケアを必要とする重症心身障害者（児）を含む重度の障害のある人が地域で生活できるよう、在宅サービスの充実等を国へ働きかけています。

(8) 児童デイサービス

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童に対し、日常生活の基本動作の習得等の訓練を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	795 人 4,787 日	919 人 5,551 日	972 人 5,873 日	5,240 人(日)

児童デイサービスは平成 15 年度に開始された事業ですが、障害のある児童の療育を実施する事業内容から利用ニーズが高く、また、途中、対象者が拡大されたこともあり、平成 19 年度には当該年度の見込量を超える実績となっていることから、第 2 期計画では第 1 期計画の見込量を修正し、平成 23 年度 972 人 : 5,873 日と見込みます。

平成 21 年度以降の見込量の設定にあたっては、事業開始以降大幅に増加してきた利用人数・指定事業所数が、ともに落ち着いてきている状況も勘案しています。

なお、国においては経過的児童デイサービス事業が継続されるとともに、「放課後型のデイサービス」のあり方について検討がなされているため、今後とも国の動向を注視しながら、効果的な事業実施に努めます。

(9) 旧法施設支援（日中活動系サービス）

授産施設や更生施設などの旧法施設利用者については、サービス提供事業者が経過措置期間中に新サービス体系へ移行するまでの間は、引き続きこれまでのサービスが安心して受けられるよう支援を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	1,145 人 18,606 日	954 人 15,503 日	0 人 0 日	0 人

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定も加えたものです。

「新事業体系への移行（予定）調査」の結果等に基づき、現行の法定施設が新体系サービスへ移行するまでの間、特定旧法受給者と見込まれる数を勘案して事業量を見込みます。

3 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備については、今後も地域移行を進めるための重要課題と位置づけ、地域の理解を深められるよう努めるとともに、市営住宅や空き家などの活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。

【参考】 国の「基本指針」

- 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）
福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、退院可能精神障害者のうち、共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。
- 施設入所支援
第1期計画時点の施設入所者の数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。
なお、当該見込数は、平成23年度末において、第1期計画時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

(1) 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム）では、地域において共同生活する知的障害や精神障害のある人に対して、必要な家事等の日常生活上の支援を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では、地域において共同生活する知的障害や精神障害のある人に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事、入浴、排せつ等の介護等の支援を行います。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
月あたり利用人員	1,370人	1,590人	1,849人	1,849人

福祉施設からの地域移行が第1期計画を上回って推移している状況にある中、これまでのグループホーム・ケアホームの利用実績は、概ね各年度の見込量に近い数値ではあるものの、第1期計画の見込量を下回っている状況です。

この背景には、原則として居宅介護が利用できない等の制度上の制約や報酬の低さ、職員の人材確保の困難さに加えて、大都市圏における物件の確保の困難さ、改正消防法への対応など、取り巻く環境が厳しいことがあり、グループホーム・ケア

ホームの整備促進につながりにくい要因となっています。

しかしながら、グループホーム・ケアホームは、障害のある人が地域での自立生活を進めていくうえで重要な役割を担うサービスであり、引き続き入所施設利用者や退院可能な精神障害のある人の地域移行を進めていくためにも、国に対して制度の見直し、良質な人材の確保、報酬単価の引き上げを要望するとともに、グループホーム、ケアホームの整備・設備整備や運営にかかる補助をはじめ、引き続き市営住宅の活用を図るなど、支援に努めることにより、第2期計画においても第1期計画の見込量を確保していくこととします。

また、本市では、身体障害のある人の地域移行を進めていくために、身体障害のある人を対象としたグループホーム・ケアホームが必要であるとの観点から、これまで市独自に助成を行う一方で、国に対して制度化されるよう強く働きかけており、現在では、国において制度化に向けた具体的な検討が進められています。

今後、実施時期などの詳細が明らかとなった段階で、現在の身体障害者グループホームが速やかに法定のグループホーム・ケアホームに移行できるよう支援するとともに、知的障害や精神障害のある人に対するグループホーム・ケアホームと同様にその確保に努めていきます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員	707 人	845 人	1,557 人	1,637 人

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定を含んでいます。

平成 23 年度末に、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設の入所者 1,760 人を 7 %削減するとの考え方を基本に、さらに砂川厚生福祉センター・金剛コロニーからの地域移行者数 80 人を削減して 1,557 人を事業量として見込みます。

(3) 旧法施設支援（居住系サービス）

授産施設や更生施設などの旧法施設利用者については、サービス提供事業者が経過措置期間中に新サービス体系へ移行するまでの間は、引き続きこれまでのサービスが安心して受けられるよう支援を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員	969 人	818 人	0 人	0 人

平成 23 年度の数値は、平成 24 年 4 月 1 日付けの新事業体系への移行予定も加えたものです。

アンケート調査結果等に基づき、現行の法定施設が新サービスへ移行するまでの間、特定旧法受給者と見込まれる数を勘案して事業量を見込みます。

4 指定相談支援（サービス利用計画作成）

自らサービスの利用に関する調整を行うことが困難で、計画的な支援を必要とする人等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画を作成し、サービス利用のための支援や調整を行います。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
月あたり利用人員	481 人	601 人	751 人	1,231 人

平成 21 年度の見込量については、平成 19 年度における実績の伸びから見込み、平成 22 年以降の見込量については平成 20 年度から平成 21 年度の伸び率から見込んでいます。

サービス利用計画作成の対象者に対しては、障害程度区分決定時にこのサービスの対象となることを周知するとともに、指定相談支援事業者のリストを送付し、その中から事業者を選ぶことにより、サービス利用計画案の作成から支給決定後のサービス利用計画作成につなげていくしくみとしています。

サービス利用計画作成の対象者は、自ら事業所を選択し保健福祉センターへ申し出ることが困難な場合もあると考えられるため、利用の意向を確認するなかで制度に対する理解を深め、必要な人がこのサービスを利用できるよう努めます。

今般、障害者自立支援法施行後 3 年の見直しの中で、サービス利用計画作成費の対象者について、原則としてすべてのサービス利用者に拡大していく方向性が示され、平成 21 年度から対象者の一部拡充が実施される見通しとなっています。

今後、拡充対象者の要件などの詳細が明らかとなった段階で、新たに対象となる人への制度周知にも努め、一層の利用促進を図ります。

第3章 地域生活支援事業について

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すもので、大阪市では以下の事業を実施しています。

この計画では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、事業量の見込みと今後の方針を定めています。

【必須事業】

相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
地域自立支援協議会
発達障害者支援センター運営事業
障害児等療育支援事業
コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付等事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業

【任意事業】

訪問入浴サービス事業
日中一時支援事業
福祉ホーム事業
知的障害者自活支援事業
知的障害者生活支援事業
奉仕員養成研修事業

2 各事業の概要・今後の方針

〔必須事業〕

(1) 相談支援事業（地域活動支援センター生活支援型での実施分を含む）

障害のある人又はその家族等からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、情報提供等の支援を行います。

また、住宅入居等支援事業として、賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。

従来の障害者生活支援事業者・地域療育支援事業者・精神障害者地域生活支援センターについて、これまでの体制を引き継ぎつつも、委託相談支援事業者として三障害を一体的に対応し、障害のある人の支援にあたっています。

なお、現在は圏域を単位とした事業実施を基本としていますが、身近な地域である区単位で地域自立支援協議会を中心とした障害者支援機関のネットワークを構築してきており、委託相談支援事業者がこのネットワークの中心的役割を担っていく必要があるため、今後は区単位での事業展開を目指します。

また、地域自立支援協議会における委託相談支援事業者の運営評価を通じ、事業者の相談支援機能の一層の充実を図るとともに、地域の障害者支援機関との認識の共有や連携を図り、地域における相談支援体制の充実を図ります。加えて、事業者の支援力の向上のための取り組みを進めていきます。

さらに、障害のある人にとって地域での生活基盤となる住宅の確保は大きな課題であり、また、入居後も安心して生活し続けるための支援は不可欠であることから、住宅入居等支援事業の強化を図っていきます。

事業名	事業量見込			前期計画における 平成 23 年度見込量
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
相談支援事業	3 7 箇所	3 7 箇所	3 7 箇所	3 7 箇所
住宅入居等支援事業	3 7 箇所	3 7 箇所	3 7 箇所	2 3 箇所
（上記のうち、地域活動支援センター生活支援型実施分）	（ 9 箇所）	（ 9 箇所）	（ 9 箇所）	（ 9 箇所）

(2) 成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人等を保護・支援する成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない人のために、市長が家庭裁判所に後見人等選任のための審判請求を行うとともに、審判請求の経費や後見人等報酬の負担が困難な人への助成を実施しています。

また、平成 19 年度には大阪市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する広報・啓発や相談・申立支援、市民後見人の養成・活動支援などの事業を実施するなど、より一層成年後見制度の利用促進を図ります。

今後もより一層円滑な事業実施に努め、制度の普及や利用促進を図るとともに、「あんしんさぽーと事業」(日常生活自立支援事業)により、障害のある人の権利擁護の促進を図ります。

相談支援事業者が、区保健福祉センター、区社会福祉協議会並びにサービス提供事業者などの関係機関とさらに連携を図り、サービスの利用調整や権利擁護に関する相談等を担うことで、より効果的な実施を図ります。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
箇所数	2 4 箇所	2 4 箇所	2 4 箇所	

(3) 地域自立支援協議会

障害のある人が日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようなするための相談支援体制の構築が不可欠です。

そのため、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、区保健福祉センターと相談支援事業者を核として、障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者等による連携・協議の場として、各区に地域自立支援協議会を設置しています。

今後、就業支援機関や教育機関をはじめ地域の諸機関の幅広い参画を求めてネットワークを充実するとともに、地域自立支援協議会を中心として、相談支援の過程で得られるニーズの充足状況やサービスの提供実態等の情報収集に努めるとともに、様々な生活課題を抱える人の支援策の検討を通じて地域課題を明らかにし、必要な社会資源の確保や改善を図るなどの取り組みを積み重ねていくことによって、地域の支援力を高めていきます。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
箇所数	2 5 箇所	2 5 箇所	2 5 箇所	

(4) 発達障害者支援センター運営事業

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、本市では、大阪市発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援・発達支援・就労支援及び各種研修や発達障害に関する啓発等を行ってきました。また、このセンターを発達障害者支援の核としつつ、発達障害者支援体制整備委員会を設置し、発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備に向け、施策を推進してきました。

今後はこれまでの取り組みを引き続き実施していくとともに、関係機関や関係団体等とのさらなる連携を図りつつ、発達障害のある人の成長段階に応じた支援手法を開発するため、発達障害者企画・推進委員会を設置し、療育支援事業の効果について積極的に分析・検証を行うことで発達障害のある人に対する有効な支援手法の確立を図ります。

発達障害者支援にかかる関係機関については一定役割分担ができつつあるものの、今後も引き続き、発達障害に関する各般の課題について、発達障害者支援センターを核として、連絡協議会を活用しながら、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関とさらに緊密な連携を図ることにより、発達障害のある人に対する支援ネットワークの充実に努めます。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
箇所数及び年間実 利用者数	1 箇所 3,670 人	1 箇所 3,670 人	1 箇所 3,670 人	1 箇所 3,960 人

...延べ人数

(5) 障害児等療育支援事業

在宅障害児（者）及びその家族を対象に、地域での生活を支え、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実に努める事業として、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導や施設職員への指導を行います。

今般、障害者自立支援法施行後 3 年の見直しの中で、今後の障害児支援のあり方についての方向性が示されており、今後、国において具体化が図られていくこととなっているため、その動向を注視しつつ、関連事業との連携を含めた本事業のあり方について検討していきます。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
箇所数	1 4 箇所	1 4 箇所	1 4 箇所

(6) コミュニケーション支援事業

障害があるために意思疎通を図ることに支障がある人のコミュニケーション支援事業として、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、聴言障害者生活相談事業（手話通訳者設置と位置づけ）を実施しています。今後とも、ニーズの把握に努めながら、社会的状況等の変化に応じた事業の実施を図ります。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
年間実利用者数及 び延べ派遣件数	403 人 1,595 件	406 人 1,605 件	407 人 1,612 件

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

今後の事業見込みについては、情報バリアフリー化支援事業及び点字図書も含めこれまでの実績を踏まえて必要量を見込んでいます。給付件数の大多数を占めるストマ、紙おむつについては近年の実績の増等を踏まえて、また、その他の日常生活用具については、近年の実績が微増もしくは横ばい状態であることからこれらを踏まえて必要量を見込んでいます。

今後とも、障害当事者をはじめ、学識経験者、サービス提供事業者等の意見などを参考としながら、品目の追加・見直しや基準の改定等、より効果的な給付に努めます。

種別	事業量見込(年間給付件数)			前期計画における 平成 23 年度見込量
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
介護訓練支援用具	309 件	360 件	460 件	73,596 件
自立生活支援用具	1,460 件	1,510 件	1,610 件	
在宅療養等支援用具	505 件	510 件	510 件	
情報・意思疎通支援用具	1,492 件	1,700 件	2,000 件	
排泄管理支援用具	47,171 件	52,830 件	59,170 件	
住宅改修費	152 件	160 件	160 件	
日常生活用具合計	51,089 件	57,070 件	63,910 件	

(8) 移動支援事業

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出介助を目的とし、サービスの提供により障害のある人の自立の促進及び生活の質の向上を図ります。

第1期計画では移動支援事業を利用すると見込まれた利用者の一部が重度訪問介護事業の対象者となったことや、この間の利用実績、また近年の事業所登録数の推移などを総合的に勘案し、第1期計画での見込量を修正し、平成23年度127,367時間と見込みます。

移動支援事業は、障害のある人にとって地域での社会参加や日常生活を行ううえで必要かつ重要な支援であり、また、非常にニーズの高いサービスです。

しかしながら、地域生活支援事業に位置づけられていることにより、十分な財源措置がなされていないため、事業実施にあたり、対象者の障害種別や外出支援の内容や理由を限定していることなど、全ての利用ニーズに対応することが困難な状況にあります。

また、事業内容や支給量等に地域間格差があるため、国の責任において全国統一の基準を設けるとともに、日常生活を営むうえで必要不可欠な外出等については地域生活支援事業ではなく自立支援給付に含めるよう、引き続き制度の見直しを働きかけるとともに、十分な財政措置を講じるよう要望しています。

さらに、今後の支援のあり方については、国において検討が進められているため、本市としても国の動向を注視しながら今後も施策の推進に努めるとともに、平成21年度から新たに行動援護との併給を可能とすることにより、より使いやすい制度となるよう努めます。

また、移動支援事業従事者の人材育成・確保については、広域的に取り組むべき課題であると考えことから、今後、大阪府と協議・検討します。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
月あたり利用人員 及び利用時間	4,645人 110,604時間	4,969人 118,238時間	5,292人 127,367時間	

行動援護との併給を可能とした場合の見込量

(9) 地域活動支援センター

生活支援型については、精神保健福祉法の指定を受けたこれまでの「精神障害者地域生活支援センター」を「地域活動支援センター」に移行させ、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、必須である相談支援事業の実施をはじめ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行うとともに、地域における社会資源との連絡調整、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等を行うことにより、障害のある人の社会復帰、社会参加、自立の促進を図ります。

活動支援型については、障害者自立支援法の地域生活支援事業の一つとして、これまでの小規模作業所の移行先として活動支援 A 型、経過的デイサービス事業所の移行先として活動支援 B 型の 2 種類があります。

A 型については、障害のある人が通い、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供を、B 型については、障害のある人が通い、地域の実情に応じた創作的活動の機会の提供を実施するとともに、それぞれ地域における社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を実施することにより、障害のある人の社会交流や地域生活の支援を目的として事業実施しています。

今後の展開にあたっては、障害のある人のニーズや事業所の意向も踏まえながら、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障害福祉サービスへの移行についても支援していきます。また、地域活動支援センターのあり方について、課題の整理を図りながら、引き続き検討します。

種別	事業量見込			前期計画における 平成 23 年度見込量
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
生活支援型 〔 箇所数及び 月あたり利用人員 〕	9 箇所 180 人	9 箇所 180 人	9 箇所 180 人	9 箇所
活動支援 A 型 〔 箇所数及び 月あたり利用人員 〕	5 0 箇所 740 人	6 0 箇所 835 人	6 8 箇所 890 人	
活動支援 B 型 〔 箇所数及び 月あたり利用人員 〕	2 0 箇所 480 人	2 0 箇所 480 人	2 0 箇所 480 人	

〔任意事業〕

(10) 訪問入浴サービス事業

家庭などの介助だけでは入浴が困難な重度の身体障害のある人に対して、移動入浴車にて訪問し居宅にて入浴サービスを実施します。

訪問入浴サービス事業は、近年の実績の増等を踏まえて第1期計画での見込量を修正し、平成23年度11,465件と見込みます。

今後も、委託事業者を確保することで、利用者のニーズに即したサービスの提供に努めます。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
年間利用件数	10,740件	11,097件	11,465件	

(11) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、平成18年10月の障害者自立支援法施行時に、それまでの障害児タイムケア事業と短期入所事業の日中受入部分が統合された事業です。

平成21年度以降の見込量については、対前年度増加実績の平均を基本に算定しています。

本事業については、平日、放課後等の短時間利用のニーズが高いことから、サービス提供基盤を安定的に確保し、事業の目的及び機能に即した良質なサービスの提供が行えるよう事業の充実に努めます。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
月あたり利用人員 及び利用日数	344人 2,031日	399人 2,356日	449人 2,650日	

(12) 福祉ホーム事業

福祉ホーム事業(身体障害1箇所、知的障害1箇所、精神障害1箇所)について、障害のある人の地域移行の推進を図るため、住居を求める障害のある人に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させ日常生活に必要な便宜を供与するとともに自活支援事業を併せて委託実施することで、障害のある人の地域社会での自立に向け、より効果的・効率的な支援に努めます。

なお、福祉ホーム事業は障害のある人の地域での自立生活の場として重要な役割を担っていることから、自立支援給付の対象として実施されるよう国へ働きかけています。

事業量の見込	平成21年度	平成22年度	平成23年度	前期計画における 平成23年度見込量
箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	

(13) 知的障害者自活支援事業

知的障害のある人の地域移行の推進を図るため、地域での自立生活に向けて、宿泊を伴う生活体験の機会を提供します。

障害のある人の地域社会での自立に向け、より効果的・効率的な支援に努めます。

通勤寮が平成 23 年度末で新サービス体系に移行することに伴い、平成 24 年度以降の本事業のあり方について今後検討していきます。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	

(14) 知的障害者生活支援事業

地域で単身生活等を営む知的障害のある人を対象として、家庭訪問等による地域生活に関する相談支援を行います。

障害のある人の地域社会での自立に向け、より効果的・効率的な支援に努めます。

事業の実施場所の一つである通勤寮が平成 23 年度末で新サービス体系に移行すること等を踏まえ、平成 24 年度以降の本事業のあり方について今後検討していきます。

事業量の見込	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	前期計画における 平成 23 年度見込量
箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	

(15) 奉仕員養成研修事業

コミュニケーションを図ることが困難な障害のある人の自立と社会参加を促進するため、手話通訳奉仕員並びに要約筆記奉仕員を育成し、地域生活支援事業の必須事業であるコミュニケーション支援事業の円滑な実施を図ります。

そのための事業として、手話通訳奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業を実施します。

今後、ニーズの把握に努めながら、社会的状況等の変化に応じた事業の実施を図り、また、手話通訳奉仕員養成事業については、大阪府の手話通訳者養成研修事業とも関連することから、大阪府と十分に連携を図りながら進めていきます。

事業名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳奉仕員 養成事業	960 人	960 人	960 人
要約筆記奉仕員 養成事業	40 人	40 人	40 人